

組合員の皆様

2017年1月20日

「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」 と「米国バラスト水管理規則」

背景

国際海事機関（IMO）の「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（以下、「本条約」という）が2017年9月8日に発効します。本条約は、船舶のバラスト水や沈殿物の規制・管理のための基準と手続を定めることにより、有害な水生生物の、他水域への拡散を防止することを目指しています。

2017年1月11日現在、全世界の商船船腹量の53.30%を占める、54カ国が本条約を批准しています。¹

米国は本条約の批准国ではありませんが、代わりに独自の要件を定めています。特に、米国沿岸警備隊（USCG）規則は、米国水域を航行し、バラスト水を排出するほとんどの船舶に、2016年1月1日以降の最初のドライドックの時点で、USCGのテスト基準を満たす、彼らが承認済みのバラスト水管理システムを設置するよう求めています。USCGのテスト基準は、「バラスト水管理システムの承認に関する2016年IMOガイドライン（G8）」が昨年採択されるまで、バラスト水管理システムの承認に関するIMOガイドラインよりも厳格であると考えられてきました。後述のとおり、カリフォルニア州では、USCG基準よりもさらに厳格な独自のバラスト水管理基準を定めています。

こうした様々な規則に一貫性がないことから、業界では混乱が生じています。

¹ <http://www.imo.org/en/About/Conventions/StatusOfConventions/Documents/Status%20of%20Treaties.pdf>



IMO の「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」

本条約に基づき、国際航海に従事するすべての船舶は、組合員の旗国当局が承認した、船舶ごとのバラスト水管理計画に従って、バラスト水と沈殿物を一定の基準で管理することが求められます。また、すべての船舶が、バラスト水記録簿と国際バラスト水管理証書を保持しなければなりません。バラスト水管理基準は、一定期間にわたって段階的に導入されますが、最終的にはほとんどの船舶が、2017年9月8日の本条約発効日以降、各船舶の国際油汚染防止証書（IOPP 証書：International Oil Pollution Prevention Certificate）の最初の更新日までに、IMO 基準を満たしたバラスト水処理システムを設置することが必要になります（IMO 総会決議 A.1088 (28) による）。例えば、IOPP の更新検査を 2017年9月7日に受けた船舶が、本条約の D-2 規則に準拠するためには、型式承認を受けたバラスト水管理システムを 2022年9月7日までに設置しなければなりません。

本条約の締結国は、本条約と IMO ガイドラインに規定された両方の基準に従うことを条件に、追加措置を講じる選択肢を与えられています。組合員は、旗国が同条約の締結国である場合、追加措置があるのか、それぞれの旗国に確認する必要があります。

本条約の発効後は、バラスト水を取水した日時、バラスト水管理目的で循環させ処理した日時、海に排出した日時を、本船のバラスト水記録簿に記録しなければなりません。また、バラスト水が受入施設に排出された場合や、偶発的あるいは例外的に排出された場合も、その日時をバラスト水記録簿に記録しなければなりません。

IMO 承認のバラスト水管理システム

本条約の制定過程においては、適切なバラスト水管理基準、つまりバラスト水交換基準（D-1 基準）とバラスト水処理性能／排出基準（D-2 基準）の策定に向けて多大な努力が払われました。バラスト水の交換を実施する船舶は、バラスト水量の 95% 以上の容量交換効率で交換することが求められ、バラスト水管理システムを使用する船舶は、バラスト水排出時に、バラスト水に含まれるサイズ別に定められた生存可能生物の最大許容数を、排出容量ごとに規定した D-2 処理性能／排出基準を満たすことが求められます。

本条約の D-3 規則では、本条約を順守するために、活性物質を使用するバラスト水管理システムは、「活性物質を使用するバラスト水管理システム承認手続（G9）」に従って IMO から承認を受けなければならないと規定しています。この承認手続は、基本承認と最終承認の 2 段階で構成され、バラスト水管理システムによって、環境や人の健康、財産、資源に悪影響が及ぶことがないようにしています。

IMO から、基本承認あるいは型式承認（活性物質を使用したバラスト水管理システムの場合は、最終承認）を受けた、60 を超えるバラスト水管理システムの一覧を以下のリンクで確認できます。

<http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/BallastWaterManagement/Documents/Table%20of%20BA%20FA%20TA%20updated%20November%202016.pdf>

IMO は「よくある質問」も下記のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/BallastWaterManagement/Pages/BWMFAQ.aspx>

バラスト水管理システムの具体的な要件は、本条約の B-3 規則（船舶のバラスト水管理）に記載されています。同規則は、本条約を順守するために使用されるバラスト水管理システムは「バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン（G8）（G8 ガイドライン）」を考慮して、旗国当局の承認を受けなければならないと規定しています。具体的要件の詳細は、下記のリンクで確認できます。

[http://www.imo.org/en/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/International-Convention-for-the-Control-and-Management-of-Ships'-Ballast-Water-and-Sediments-\(BWM\).aspx](http://www.imo.org/en/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/International-Convention-for-the-Control-and-Management-of-Ships'-Ballast-Water-and-Sediments-(BWM).aspx)

IMO は 2016 年 10 月に開催した第 70 回海洋環境保護委員会（MEPC70）において、上述の G8 ガイドラインを包括的に見直し、決議 MEPC.279(70) によって「バラスト水管理システムの承認に関する 2016 年ガイドライン（G8）（2016 年 G8 ガイドライン）」を採択しました。また MEPC70 では、最新のガイドラインの順守を義務化することにも合意し、これを受けて IMO は現在、2016 年 G8 ガイドラインの名称を「バラスト水管理システム承認コード（規約）」に変更できるように、同ガイドラインの改訂作業を進めています。

船主は、バラスト水管理システムの承認を受けるにあたって、新しい要件を考慮に入れなければなりません。考慮すべき重要な日付は、2020 年 10 月 28 日です。

- 2020 年 10 月 28 日以降に設置されるバラスト水管理システムは、決議 MEPC.279(70) に基づいて承認を受ける必要があります。
- 2020 年 10 月 28 日より前に設置されるバラスト水管理システムは、決議 MEPC.174(58) または決議 MEPC.279(70) のいずれかに基づいて承認を受けることができますが、後者のほうが望ましいとされています。

MEPC.279(70) では、システムの「設置」を本船への契約上の引き渡し日、または本船への実際の引き渡し日、と定義しています。

この対応は、決議 MEPC.253(67) によって IMO が合意したもので、2016 年 G8 ガイドラインの適用以前に採択された G8 ガイドラインに基づいて承認されたシステムをすでに設置している、早期に対応を行った船主を保護することを目的としています。

2つのガイドラインの詳細については、組合員の旗国当局から入手できます。



米国沿岸警備隊（USCG）バラスト水管理規則（以下、「本規則」という）

米国沿岸警備隊（USCG）は 2012 年 3 月にバラスト水管理に関する規則を改訂し、米国水域で船舶から排出される、バラスト水の中に含まれる生物の許容濃度の基準を設定しました。現在の要件では、米国水域（陸地から 12 海里以内）を航行する外航商船は、次のいずれかの方法でバラスト水を管理することが求められています。

- 米国基準を満たす米国の型式承認を受けたバラスト水管理システムを設置する
- 33 CFR Part 151 に準拠して設置された場合で、USCG が代替管理システム（AMS）として認めた（上限 5 年）、外国の型式承認を受けたバラスト水管理システムを暫定的に使用する
- 米国の公共用水施設から取水した水だけをバラスト水として使用し、排出する
- バラスト水を受入施設に排出する
- 管理されていないバラスト水を 12 海里以内で排出しない

本規則は 2012 年に発効しましたが、最近まで USCG が型式承認したバラスト水管理システムは存在しませんでした。しかし、2016 年 12 月 2 日、USCG の海上安全センターは、USCG 基準を満たしたバラスト水管理システム第 1 号として、Optimarin 社のバラスト水管理システムを型式承認したと発表しました。2016 年 12 月 23 日には、USCG はさらに 2 つのバラスト水管理システム、Alfa Laval Tumba AS 社の PureBallast 3 と OceanSaver AS 社の BWTS MKII を型式承認したと発表しました。USCG が承認した 3 つのシステムは、いずれも IMO の型式承認も受けています。したがって、船主とオペレーターには、USCG と IMO 両方の基準を満たすことができる、バラスト水管理システムの選択肢が 3 つあることになります。

型式承認に関連して、USCG は[海上安全情報公報（Maritime Safety Information Bulletin）14-16](#)を発表し、下記の項目に関する「よくある質問」とその回答を掲載しています。

- 本規則の順守期限延長措置
- 船舶の順守日
- 代替管理システムの使用

しかし、本公報の説明によれば、本規則は、船長、船主、オペレーター、代理人または担当者（以下総称して「船主／オペレーター」という）が、あらゆる努力を尽くしたにもかかわらず、USCG が型式承認したバラスト水管理システムの設置を含め、承認されたバラスト水管理方法を順守できないことを文書で申請した場合、USCG は船舶の順守期限の延長を認めることができるとしています。

重要なのは、USCG が型式承認したバラスト水管理システムが入手可能になったことから、USCG に順守期限延長を申請しようとする船主／オペレーターは、承認されたシステムの製造業者と設置の選択肢について話し合いを進めているべきであり、順守に向けて努力しているが（例えば、システムの納入の遅れなどで）順守できないことについて証拠書類を添えて明確な説明を行い、型式承認されたシステムの設置が規制の実施スケジュールに間に合わない明確な理由を示さな



ればならないと USCG が勧告していることです。順守期限延長の申請を希望する船主は、所定の延長申請用紙（[こちらをクリック](#)）²を使用しなければなりません。申請用紙は最近改訂され、USCG の審査官が各申請を個別に審査できるようになりました。そのため、一括申請は認められなくなり、船舶ごとに申請書を提出することが必要となりました。

上記の海上安全情報公報は、船主とオペレーターは、型式承認を受けたバラスト水管理システムを使用することでバラスト水排出基準を満たせるようになった一方で、本回覧に記載した代替的方法によっても、船舶は引き続き USCG のバラスト水管理規則を順守できることを船主に案内しています。

カリフォルニア州のバラスト水管理要件

カリフォルニア州には、USCG 基準よりもさらに厳しい、独自のバラスト水管理基準があることにも留意してください。カリフォルニア州が定める、バラスト水管理システムの「暫定処理性能基準」は、2020 年 1 月 1 日に発効します。この基準は、カリフォルニア州の「最終処理性能基準」が発効する 2030 年 1 月 1 日には、さらに厳格化されます。現在のところ、カリフォルニア州の暫定処理性能基準を満たすバラスト水管理システムは存在しません。

2016 年 12 月 30 日に、カリフォルニア州土地委員会（California State Lands Commission）は、同州に寄港する船舶に対して、バラスト水管理に関連する現行の報告要件について、再確認する通達を発行しました。同通達は http://www.slc.ca.gov/Forms/MISP/2017_LtrAgents.pdf にて参照できます。

P&I 保険カバー

本条約または USCG 規制によって、クラブの現行のルールを変更する必要はありません。承認を受けたにもかかわらず「欠陥」のあったシステムによって、未処理のバラスト水が船外に流出または排出されたことによる責任（過失によって、未処理のバラスト水を流出させた場合の過怠金を含む）や、バラスト水に関連するその他の環境責任は、保険契約規定とカバーの条件に従っている限り、保険カバーの対象となります。バラスト水管理要件の違反に関連する、その他の過怠金の保険カバーについては、裁量によって判断されます。

国際グループのすべてのクラブが、同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose

² 出典：Intertanko

CIRCULAR



Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)